

令和6年第6回（定例会）吉備中央町議会会議録（3日目）

1. 令和6年12月17日 午前 9時30分 開議

2. 令和6年12月17日 午後 0時07分 閉議

3. 会議の区別 定例会

4. 会議の場所 吉備中央町議会議場

5. 出席議員

1番	日名由香	2番	渡邊順子
3番	我妻瑛子	4番	高森学
5番	丸山節夫	6番	河上真智子
7番	平澤一浩	8番	山崎誠
9番	石井壽富	10番	片岡昭彦
11番	黒田員米	12番	西山宗弘

6. 欠席議員

なし

7. 会議録署名議員

7番	平澤一浩	8番	山崎誠
----	------	----	-----

8. 議場に出席した議会事務局職員

議会事務局長	早川順治	書記	富士本里美
--------	------	----	-------

9. 説明のため出席した者の職氏名

町長	山本雅則	副町長	岡田清
教育長	石井孝典	会計管理者	大森初恵
総務課長	山本敦志	税務課長	石伊利光
企画課長	大槿隆志	協働推進課長	中山仁
住民課長	宮田慎治	福祉課長	古林直樹
保健課長	塚田恵子	子育て推進課長	片山和子
農林課長	三高昌之	建設課長	大月豊
水道課長	檜寄秀徳	教委事務局長	大月道広
定住促進課長	荒谷哲也	加茂川総合事務所長	岡崎直樹

10. 議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 一般質問

日程第3 報告第11号 陳情審査報告について

11. 会議に付した議案の題目及びその結果

一般質問

報告第11号 陳情審査報告について

採択

午前 9時30分 開 議

○議長（西山宗弘君）

おはようございます。

ただいまの出席議員は12名です。定足数に達していますので、これより直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

~~~~~

○議長（西山宗弘君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において、7番、平澤一浩君、8番、山崎誠君を指名します。

~~~~~

○議長（西山宗弘君）

日程第2、一般質問を行います。

質問時間は、一括質問、一問一答質問、いずれも30分以内とします。残り時間は、3分前にベルを鳴らしてお知らせをします。なお、一括質問につきましては、再々質問までとなっています。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。

2番、渡邊順子君。

○2番（渡邊順子君）

おはようございます。2番、渡教です。議長のお許しをいただきましたので、通告書に従って質問させていただきます。

今朝、家を出る前にお寺さんに拝んでいただくことができましたので、私も今日は心穏やかに落ち着いて一般質問させていただくことができると思います。

質問形式は一問一答です。吉備中央町の農業を取り巻く環境についてお尋ねします。吉備中央町の基幹産業は農業であると言えます。その農業を取り巻く環境についてお尋ねする前に、現在気になっていることがあります。

ふるさと米が人気であり、とても喜ばしいことです。そのふるさと米が今年足りないと聞いておりますが、これについてはこの後の同僚から質問があるようなので、そちらのほうでお聞きしたいと思います。

それではまず、農地面積についてお尋ねします。

現在の農地面積はどのくらいでしょうか。また、農地面積に対して、作付面積の割合を、水田、畑、果樹などについてお聞かせください。そして、この農地面積の今後の増減推移をどのようにお考えでしょうか。お願いします。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

三高農林課長。

○農林課長（三高昌之君）

それでは、2番、渡邊順子議員の御質問にお答えいたします。

町の農地面積としては、田1,975.3ヘクタール、畑499.3ヘクタール、樹園地37.1ヘクタール、計2,511.7ヘクタールとなっております。

そのうち、作付を把握している面積としては、水稻が982ヘクタール、果樹が52ヘクタール、豆類80ヘクタール、野菜類、牧草地等195ヘクタール、計1,309ヘクタールとなっており、農地面積に占める割合は52%にとどまっております。

また、農業委員会による農地パトロールを実施し、軽度の荒廃が見られ始めたときには、土地所有者等に対して、農地の利用意向調査を実施するなどの対策をしていますが、それでも耕作を再開できない場合がほとんどで、放棄から時間がたって雑木等が生い茂り、農地として利用できない面積のさらなる増加が見込まれます。

○議長（西山宗弘君）

2番、渡邊順子君。

○2番（渡邊順子君）

農地面積をそれぞれお答えいただきました。

全体の合計で2,511ヘクタール余り、そのうち作付を把握している面積として52%ということで、約半分ということが分かりました。

また、農業委員会で農地パトロールを実施され、農地の利用意向調査をするなどの対策を取っていただいているということですが、今後農地としての利用ができない面積が増えるという見通しをされているということも分かりました。

それでは次に、実際に農業されている耕作者の年齢ですが、平均年齢は大体何歳くらいになるのでしょうか。また、今後農業を担っていく後継者としての人数の推移はどうなっていくのでしょうか。よろしく申し上げます。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

三高農林課長。

○農林課長（三高昌之君）

それでは、御質問にお答えします。

2020年に調査された農林業センサスでは、基幹的農業従事者の平均年齢は70.8歳となっており、2025年に調査予定の農林業センサスでは、平均年齢がさらに高齢化していることが予想されます。

また、今後の担い手、後継者の人数の推移としては、若者の都市部への流出や高齢化により減少傾向にあります。

○議長（西山宗弘君）

2番、渡邊順子君。

○2番（渡邊順子君）

今のお答えで、2020年の調査をされたときには平均年齢が70.8歳ということで、また来年、2025年の調査では、それ以上の高齢化が予想されるということでしたが、それに加えて、今後の担い手や後継者についても、若者の都市部への流出、ますますの高齢化によって減少傾向にあるということは、農業が基幹産業である吉備中央町にとっては大変なことではないでしょうか。町としても、何かしっかりとした対策を考える必要があるのではないのでしょうか。

次の質問は、今後の耕作放棄地の増減推移ですが、先ほどの答弁にもありましたように、増加傾向にあるということでした。確かに、町内を見回しても耕作放棄地が目につきます。このことについて、担当課としてはどのようにお考えでしょうか。また、耕作放棄地になる理由はいろいろ考えられますが、高齢化と後継者の問題もあると思います。ほかに気になるところでは、例えば自然災害により農地が被害に遭ったとき、補償があるかないかではとても大きな問題です。何か補償があるのでしょうか。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

三高農林課長。

○農林課長（三高昌之君）

それでは、御質問にお答えします。

本町においても、少子・高齢化などによる人口減少の影響を受け、畦畔管理に多大な労働力が要る、水の便が悪く、水稻の作付には向かないなど地理的条件の不利な農地や、立地条件が悪く活用の用途がない空き地について、議員御指摘のように、今後ますます荒廃地が増加していくものと懸念されています。

農地については、農業生産条件の地理的不利を補正し、農業の持つ多面的な機能の維持のための地域での活動や営農活動を支援する必要があることから、国の制度であります中山間地域等直接支払交付金や多面的機能支払交付金を積極的に活用し、それぞれの地域において中心的な役割を果たす集落協定や活動組織の育成に取り組んでいるところです。

一方、立地条件が悪く、活用の用途がない空き地については、現在のところ課題解決のめどが立たず、対応に苦慮しているところが現状でございます。対応方法など、よいアイデアがあれば御教授いただけましたらと思います。

また、災害による農地被害に対する補償についてですが、大雨等の自然災害によって被害を受けた田、畑、果樹園などの農地には、事業費上限40万円に対して50%の20万円、水路、農道、ため池などの農業用施設には、事業費上限40万円に対して75%の30万円の原状復旧に対しての補助金制度があります。

○議長（西山宗弘君）

2番、渡邊順子君。

○2番（渡邊順子君）

災害による農地被害に対して補助金制度があるということですが、農業の現状は高齢化が進み、それに加えて後継者不足もあります。農業従事者からすると、目の前の現状と今後のことを考えたときに、この補助制度だけでは大変厳しく、農業を諦めてしまう現実があるのではないのでしょうか。現実には被害を受けられた方の中には、年齢や農業の規模にもよりますが、もうこのまま放置するしかないという声もあります。

そんな中、毎年新規就農者がおられますが、新規就農者の現状はどうなっておられますでしょうか。移住してこられて新規就農され、継続されているとは思いますが、残念ながら離農される方もいらっしゃるのではないのでしょうか。その点はいかがでしょうか。もし、離農される方がいらっしゃるのなら、その理由は何かということも把握されているのか、お尋ねします。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

三高農林課長。

○農林課長（三高昌之君）

それでは、御質問にお答えします。

平成26年度以降、58名が新規就農者として吉備中央町で就農していますが、うち3人は諸事情により離農しています。離農の理由としては、体調を理由としたものが多く、就農後の営農指導はもちろんですが、心身ともにフォローしていける体制を整えることも必要と考えています。

また、農業公社での実務研修生は現在はいませんが、引き続き都市部で行われる就農促進フェアなどでPRを行います。今年も12月7日と8日に東京国際展示場で開催された新・農業人フェアに出展し、吉備中央町の農業、特にブドウ栽培に興味を持たれている方7組の就農相談を受けました。このような機会を積極的に利用し、募集を続けてまいります。

○議長（西山宗弘君）

2番、渡邊順子君。

○2番（渡邊順子君）

平成26年度以降ということは、約11年で新規就農者が58名、その中で3名が離農者ということで、その理由としては体調を理由となれば致し方ないともいえます。しかし、答弁にもありましたが、就農後の心身ともにフォロー体制も必要なのかもしれない。今後、新規就農者の育成と就農後の支援体制を併せて実施できるようお願いしたいと思います。そして、吉備中央町で農業を継続してやることができればと思っております。

新規就農者に限らず農業を継続して担っていくのはとても大変なことであり、課題もたくさんあるのではないかと思います。そこで、改めて今抱える課題についてお尋ねします。

高齢化は言うまでもありませんが、農業を引き継ぐ後継者問題、そして農業には切っても切り離せない草刈り問題があります。この草刈りについては、草刈り応援隊もできていたと思いますが、この草刈り応援隊の現状についてもお聞かせください。

そして、何といたっても有害鳥獣被害です。いろいろと対策をしていると思いますが、この点についてもお聞きしたいと思います。

また、やはり農業をなりわいとしていくためには、所得を上げていかなければなりません。もちろん、個人や団体でもそれぞれ考えているとは思いますが、町としても何か施策

として考えていることがあるのであれば、お聞かせください。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

三高農林課長。

○農林課長（三高昌之君）

それでは、御質問にお答えします。

議員御指摘のとおり、町の農業従事者の平均年齢は年々上昇しており、高齢化しています。高齢化に伴い、体力的な限界や健康問題が増加し、農作業の継続が困難になるケースが多く見られます。このため、農業生産性の低下や地域の農業活動そのものが停滞する懸念が高まっています。

次に、後継者問題です。農業を担う若い世代が減少している現状では、農業を継ぐ意欲のある後継者が不足しています。若者の都市部への流出や農業に対する魅力の低下が主な要因とされています。このような現状では、農業技術やノウハウの継承が困難となり、将来的に農業を支える人材の確保は厳しくなると予想されます。

次に、草刈り応援隊、有害鳥獣対策でございます。草刈り作業は、農地の維持管理において欠かせない業務の一つです。しかし、作業自体が肉体的負担となり、そうした作業を中心となって進めていく担い手が地域に現れない、あるいは担い手の数が少ないなど、様々な事情により、草刈り応援隊の設立や活動が進んでいないことは認識しております。

町では、少しでも多くの農家が頑張る農家応援事業補助金や野猪等被害防止事業補助金の緩衝帯整備、鳥獣被害防止対策事業補助金などを活用していただき、持続可能な農業経営を維持できるような農業を、補助制度等で支援や推進をしていきたいと思っております。

次に、所得を上げていくための施策でございます。農家における所得向上は、地域経済の活性化や食料自給率向上において重要な課題です。町として農家の所得向上を実現するためには、多角的かつ効果的な施策を講じる必要があると思っております。町は、引き続き頑張る農家応援事業補助金や鳥獣被害防止対策事業補助金など、農業機械導入や設備に必要な原材料費に要する費用を支援し、農家の生産性、収益性の向上を図ってまいります。

また、備前広域農業普及指導センター、JA営農センター等、関係機関と連携を密にしながら、スマート農業技術の普及を図り、農家向けの研修を催し、所得の向上を図りたいと思っております。

○議長（西山宗弘君）

2番、渡邊順子君。

○2番（渡邊順子君）

答弁では、現状抱えている課題をしっかりと把握されてはいるものの、高齢化、後継者不足、耕作放棄地の増加など、それに対して将来的に何か解決策を考えておられるのか、もう一度お尋ねしたいと思います。

また、草刈り応援隊については、設立されるとき補助はあるようですが、設立後の活動は各団体が行うとしても、活動が進まないのはなぜでしょうか。何か分かっていることがあれば、教えてください。また、設立後、町が関わることはないのか。例えば、年に一度でも各団体の代表者会議などを開き、現況、状況把握に努めたり、また今後の作業等についての助成などを考えていってもよいのではないかと思います。いかがでしょうか。

そして、農業従事者の方に補助金制度や支援など、今課長がお答えされましたようにいろいろありますが、この点についてしっかり活用していただけるように、PRや周知をしっかりしていただきたいと思います。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

三高農林課長。

○農林課長（三高昌之君）

再質問でございます。

後継者、耕作放棄地の増加に対する将来的な解決策についてですが、現時点で決定打となる解決策がないのが現状です。

ただ、例えば中山間地域等直接支払制度において、作業の省力化や効率化を図る取組としてスマート農業があります。受皿となる集落協定や活動組織の負担軽減を図ることで、耕作放棄地の増加に多少なりとも歯止めがかかるものと思っております。

後継者不足についても、各一戸の農家単位で後継者の有無を考えた場合ではより厳しい状況であると思います。集落協定や活動組織内で考えれば、共同活動等の体制の中で幾分か、解消ということはできませんが、改善されるものと考えております。

また、集落協定や活動組織間のネットワーク化を図って、人的支援や、非農家が活動に参加することでさらに改善されるものと思っております。ただ、この制度は国の制度であります。制度自体の簡素化や単純化は必要ではないかと感じております。

草刈り応援隊についてであります。地域全体で、草刈り作業の支援を要する方を支える

ことを目的とする団体の設立及び活動に要する経費の一部を補助する、令和元年度から施行された制度です。設立補助金として10万円、活動補助金として、設立した年度の翌年度から3年間に上限を5万円として、構成員1人当たり2,000円交付するものです。実績としては、令和3年度までに4団体設立がありましたが、令和4年度以降、設立はありません。

町との関わり方については、活動補助金を交付していた3年間は実績報告書、収支決算書、活動報告書の提出が必要であったため、各団体の活動を把握できておりましたが、現時点で活動内容を把握している団体はありません。中には、構成員の高齢化等の理由で、団体は解消しているが、個人で活動している方もおられます。せっかくできた団体ですので、現在の状況を把握し、再活動等ができるのであれば、その支援の検討を行いたいと思っております。

○議長（西山宗弘君）

2番、渡邊順子君。

○2番（渡邊順子君）

本当に草刈りは大変で、いろいろ声が聞こえてきますが、せっかくできた草刈り応援隊も、補助金がある3年間においては報告書なりで活動報告を把握されていたり、私も補助金を使うこともありますが、どうしても補助金をいただくと活動もしないと、するために補助金をいただくんですが、報告書、収支計算書等々を提出もしますが、補助金がないとなると、なかなか活動も定着しないといえますか、その辺がありますので、せっかくできた団体ですので、もうそれがやっぱり継続して地域のためにできることであれば、本当に若い世代の草刈りを皆さん望んでおられます。そういう意味では、もう少し令和4年度から団体の設立がないということですが、もう一度、この制度はとてもしっかりいのではないかと考えておるんですが、定着しない、増えない、そういうところに何か問題があるのかもしれない。もう一度そこら辺を考えていただいて、農業を応援していくためには本当に欠かせない草刈りですので、もう少し考えていけたらいいなと思っております。

次に、農業における地域計画についてお尋ねします。

現在、人・農地プランがあるかと思いますが、これが地域計画に変わるということで、現在計画の策定中だとは思いますが、実際にどのように変わるのか、お聞かせください。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

三高農林課長。

○農林課長（三高昌之君）

それでは、御質問にお答えします。

人・農地プランは担い手に農地を集約する方針づくりなのに対し、地域計画は地域農業の将来の在り方の計画づくりに、目標地図を作成することが加わりました。つまり、人・農地プランと地域計画の大きな違いは地域農業の目標となる目標地図の作成にあります。

本町の人・農地プランは、中山間地域等直接支払制度による集落協定単位で作成されています。本町の特徴である中山間地域においては、同一大字内でも、水系や農地の団地化の経緯、長年の営農活動の歴史などにより、著しく営農条件が異なっています。この営農条件の違いや、長年の営農活動の立地を一番に取り込んで、実際に活動実態や単位となっているのが中山間の集落協定であると認識しています。

現在、集落協定は町内に162協定存在しており、おおむね町内の集落単位で活動を行っており、また中山間集落協定においては、集落戦略策定のため、令和2年度より協定内で話し合いを継続して取り組んでいるなどから、集落協定をベースに地域計画の策定を進めていることとしております。

○議長（西山宗弘君）

2番、渡邊順子君。

○2番（渡邊順子君）

最後に、町内に農業委員、農地利用最適化推進委員がおられると思います。それぞれの役割についてお聞かせください。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

三高農林課長。

○農林課長（三高昌之君）

それでは、御質問にお答えします。

農業委員会の業務は、農業委員会法第6条において、農地の確保と有効利用、農地等の利用の最適化、農地の担い手の育成、確保、さらに第38条において、農業者の代表として地域の課題解決への取組が規定されています。

農業委員と農地利用最適化推進委員は連携してこれら4つの業務を遂行することとなっていますが、両委員の違いとしては、農業委員は総会等で議決権を有しているのに対し、

農地利用最適化推進委員は総会等での議決権こそ有しておりませんが、意見を述べることができるかとされております。

○議長（西山宗弘君）

2番、渡邊順子君。

○2番（渡邊順子君）

それぞれの委員の役割は御説明いただいた中で、4つの業務があるということが分かりました。農地に関すること、農業の担い手の育成や確保、そして何といたっても農業者の代表として地域の課題解決への取組をされているということはとても重要であると思います。

私自身、農業委員の存在は知っていましたが、お恥ずかしい話、委員の仕事内容や農業に関して勉強不足であることは否めません。今回質問させていただいたことは、農業を取り巻く環境を行政が把握している事実としての現状を教えていただいたことにほかなりません。この吉備中央町の基幹産業である農業を委員として支えてくださっている方々は、それぞれが抱える課題や現状に対して、そして将来的なビジョンをしっかり持っていらっしゃると思います。個々には聞かせていただくことはありますが、各地域から出られている委員の方それぞれの立場から、吉備中央町の農業について、将来的なビジョンや課題など、議員としても全体を知っておく必要があるのではないかと私自身感じました。議員として、委員の方々と直接お話ができる場、顔合わせを含めた情報共有の場を設けることはできないでしょうか。私にとっては勉強会になろうかとも思いますが、議員の中には詳しい方もおられます。そういった議員にとっては、新たな情報や認識をさらに深めていく機会になろうかと思えます。そのような会が開催できればと考えますが、最後この点についてはいかががお考えか、教えてください。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

三高農林課長。

○農林課長（三高昌之君）

町議会議員さんと町農業委員さんの勉強会についてですが、今月12日に開催された農業委員会総会において、この勉強会の開催について提案としてお知らせをさせていただきました。反対等の意見等はございませんでしたので、実現できるものと思っております。

○議長（西山宗弘君）

2番、渡邊順子君。

○2番（渡邊順子君）

早速とありますが、今月12日に農業委員会総会の中でこの点についてお話ししていただいたことありがたく思います。また、反対がなかったということは本当にほっとしたところではありますが、いろいろと吉備中央町の農業を取り巻く環境についてお尋ねしてきましたが、最後の答弁にありましたように、農業委員会の委員との顔合わせを通じて、議員としても状況把握や情報共有をし、これからの吉備中央町の基幹産業である農業を盛り上げていけるような取組を一緒に考えていけたらと思います。ぜひ担当課からも働きかけをよろしく願いいたします。顔合わせの勉強会ができることを楽しみにしていますといえますか、本当に勉強していきたいと思いますので、議員一個人の意見で物を言わせていただいたんですが、ここにおられる議員全員の方と一緒に、農業委員さんと今後の農業について話し合っていける場が設けられることを期待しております。

これで私からの質問は終わります。

○議長（西山宗弘君）

これで渡邊順子君の一般質問を終わります。

順次発言を許します。

5番、丸山節夫君。

○5番（丸山節夫君）

5番、丸山です。2日目を迎えまして、お疲れのところかと思いますが、御対応をよろしく願いしたいと思います。

それでは、議長のお許しをいただきましたので、通告に従い質問を始めさせていただきます。今回は、8月定例会での質問事項の再確認を含めまして、町の農業、主に米作り農業の取組や、新たな対する事業提案に関しまして、大きく3点の内容をお伺いしたいと思います。御対応のほどよろしく願いいたします。

最初に、米作り農家応援事業、ふるさと米の現状と今後の取組につきましてお伺いをいたします。令和6年産の米価格は、昨年に比べ大幅な値上がりとなり、米作り農家にとりましては一様に安堵する年となりました。しかしながら、一方では米の出来高は高温障害による品質低下や減収に加え、米不足による買上げ競争の激化を生じまして、これまでに経験のないふるさと米出荷数量の不足の事態を招くこととなりました。

この状況から、次の4点につきまして、その後の状況と今後の取組、また本事業推進に

向けた町長の見解をお伺いをいたします。

①といたしまして、本事業の現状と不足数量に対する調達見込みについて、その状況をお伺いいたします。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

中山協働推進課長。

○協働推進課長（中山 仁君）

それでは、5番、丸山節夫議員の御質問にお答えいたします。

米作り農家応援事業への寄附の受付状況でございますが、11月末時点で4万5,027件、10億5,564万2,000円のお申込みがあり、うち4万4,954件、10億5,295万8,000円の御寄附をいただいているところでございます。本年度は、7月中旬には目標寄附金額の10億5,000万円を突破し、寄附受付を終了しております。

この目標金額につきましては、農家の方から御提出いただきました令和6年吉備中央町産ふるさと米出荷申込書の出荷数量を基に算出しており、議員のおっしゃられたように、減収及び米不足による買上げ競争の激化の影響などにより、必要数量に達していない状況でございます。

現在、町内のコシヒカリ生産農家の皆様に、追加出荷の呼びかけを行なっております。あわせて、農協などの関係機関にも町内産コシヒカリの調達をお願いしているところではございますが、今日現在では必要数量に達するかまだ未定の状況でございますので、引き続き努力してまいりたいと思っております。

○議長（西山宗弘君）

5番、丸山節夫君。

○5番（丸山節夫君）

課長のほうから答弁をいただきました。目標寄附額については、非常に努力もいただいたことだと思います。早期に達成したということをお聞きしましたがけれども、本当に今一番問題となっておりますのが、出荷数量の不足の状況がまだいまだ続いているということ、これの解決に向けて本当に今御苦労されておることだと思いますけれども、まず町長、執行部はもとより、実務担当者の皆さん、本当に日々大変御苦労をされておられると思います。このことはしっかりと受け止めさせていただきたいと、このように思っております。

ます。

今回のこの不足の事態に対し、先ほど課長申されましたけれども、2度の追加募集を促す通知を農家の方に送付をされております。そうしたところで、不足数量の確保に努めておられるとお聞きするところでもあります。

先ほど調達見込みについて説明がありましたけれども、現段階では必要数量に達するかどうか、まだ未定の状態であるというようにもお伺いいたしました。この11月に1回と、12月になってでしたか、農家の方、多くの方からお話も聞いたわけですが、その時点でお米がようけえあるわけねえがなというような率直な意見も聞いたわけなんですけれども、本当に農家の方のほうから多くの追加米をとすることは、時期的にも無理であったろうかと思えます。

ということなので、残る方法として、農協なりの関係、そういったところからの調達という考え方もあろうかというふうに思うわけでありまして、今後さらに万全を期して対処に努めていただきたい、このことを強くお願いを申し上げたいと思えます。

本事業は、本来の行政事務とは異なり、寄附金額や出荷数量の見込み調整など、スケジュール的に見ても早期に確定できるものではなく、あくまでも予測判断を基に事業を進めなければならない困難な事務作業の状況が見てとれます。今後におきましても、同様の事態が発生しないとも限りません。何といたしましても、農家経営の本支えとなる町の基幹施策であることから、担当職員の皆さんには日々の御苦勞をねぎらうとともに、最善を尽くしていただくことを強く希望いたします。

次に、2点目、②についてお伺いをいたします。

今年のふるさと米不足の原因として、主には市場価格の高騰が上げられます。これまでは、ふるさと米買取り価格が市場価格を大幅に上回っておりましたが、今年は真逆の結果となりました。これらの状況を踏まえ、今後の返礼品と出荷数量、価格、また支援金額の設定はどのように進めるべきか、令和7年度以降についての基本的な考え方ということでお伺いをしたいと思います。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

中山協働推進課長。

○協働推進課長（中山 仁君）

それでは、御質問にお答えします。

ふるさと米の買取り数量等の設定に関する基本的な考え方ですが、おおよその目標寄附金額を基に必要数量を算出し、合計出荷数量及び1農家当たりの出荷上限を定めておりますが、次回以降については、米価が高騰していることもありまして、買取り価格については増額することも検討をいたしております。

また、寄附の受付につきまして、これまで米の出荷前に出荷希望数量に応じた目標寄附金額まで受け付けておりましたが、今後は出荷数量が確定するまでは、例えば7割程度で受付を止め、出荷数量が確定した後に残りの3割分の受付を再開するなど、返礼品が不足するといった事態にならない対策の必要性も感じているところでございます。

今までは天候不良等により作況が悪く、出荷数量が減少することはありましたが、農家支援金を含めたふるさと米の買取り金額が市場価格を下回ることはなく、追加募集した際には比較的容易に集めることができていましたが、今後はより市場価格等に気を配り、運用できるよう努めてまいります。

いずれにしましても、協働のまちづくり寄附金事業推進会議において十分に協議してまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（西山宗弘君）

5番、丸山節夫君。

○5番（丸山節夫君）

課長から、買取り価格についての増額の検討、また寄附金の7割相当からスタートするというような受付内容の変更の必要性ということについてお聞きをいたしました。

今年の米価格の高騰から見て、現在吉備中央町のこの町では、現在1万1,000円の寄附で15キロの設定をなされております。この1万1,000円、15キロでは特に今年のような米価格の高騰に対して、特に考えられますけれども、到底無理を生じておるのではないかというように受け止めております。買取り価格増額の検討ということを課長先ほど申されましたけれども、今後市場の取引価格とふるさと米の買取り価格、また別枠での支援金設定の見極めというものが非常に重要になってくると考えられます。

これまでのふるさと米を扱う他の自治体の多くは、確認してみましたところ、1キログラム当たり1,500円から3,000円前後と非常に幅広い価格設定の中で動かれておるようです。私たちの町では、1キログラム当たり733円と、非常に安価設定となっております。今年の市場価格の高騰が今後いつまで続くかは分かりませんが、先ほどの増額

の検討の答弁からも、最低でもキログラム当たりの単価を市場価格相当とする必要性も考えられるかと思えます。

そこで、お伺いをいたします。ふるさと米買取り価格を増額した場合、特に注意しなければならない事柄や新たな課題、問題点を配慮すべき事案があれば、お聞かせください。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

中山協働推進課長。

○協働推進課長（中山 仁君）

それでは、お答えをいたします。

他の自治体との価格差につきましては、現在の価格を設定した時期が4月からの寄附受付開始に間に合いますように2月中旬頃にありました推進会議で決定したため、今年の米価高騰を予想することが困難であったことが大きな一つの原因かというふうに考えます。

また、多くの事務を外部に委託せず職員が行っており、経費を抑えられていることも、他の自治体より安価に設定できている要因ではないかというふうに考えております。

御質問にあります、注意しなければならないこと、課題、問題点としては、寄附金の額の増額に伴いまして、寄附者の方の減少が懸念されるところでございます。

また、それに伴いまして、農家からのふるさと米出荷数量を減らさざるを得ない事態も発生するのではないかと危惧しているというところでございます。

しかし、お米につきましては全国的に人気の返礼品でありますので、引き続き多くの方に応援していただけますよう、他の自治体の動向や有識者の御意見をお聞きし、当然ではございますが、ふるさと納税制度のルールの中で運用できるよう、寄附金額等を決めていけたらというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（西山宗弘君）

5番、丸山節夫君。

○5番（丸山節夫君）

担当課長から詳しい説明をいただきました。

買取り価格の設定の難しさ、また多くの事務を全て職員が直営で行い、町の財源確保と
いいですか、経費の削減を図っておられるなど、担当職員の皆さんは本当に知恵と日々の
努力というもの、大変なものがあるかと思えます。そうしたところに対しましては、一

農家といたしましても心から感謝をいたしておるところであります。

また、課長申されました注意事項と課題、問題点につきましては、まさに課長が言われましたとおりであろうかと思えます。寄附額を上げるということは、寄附者の方にとりましては、ひょっとかもすれば寄附件数も減り、また額の減少を招くおそれがあるかと思えます。また、同時に農家にとっては、ふるさと米出荷数量も減量する事態に相当するということも考えられます。大変複雑で先の読めないところもあろうかと思えますが、ぜひとも皆さんのためとなる事業の推進に専念をいただきたいと思えます。

次に、3点目、出荷契約書締結に係る公平性の確保についてお伺いをいたします。

米作り農家応援事業では、農家と行政はあらかじめ出荷契約に基づき事業運営をなされております。各農家は、契約数量を目標に出荷し、町はその契約数量に基づき、寄附をいただいた皆さんへ返礼する仕組みであると理解をしております。が、今年は先ほど来話に出ております減収や米価格の高騰、その他の事情により、契約上限数量に対し、出荷された実数量は個別の事情により様々となり、結果不足を生じたと聞いております。

ここで、事業推進の基本となる契約事項、出荷数量に関する公平性の確保というものが非常に重視されると思えます。この点についてのお考えをお聞かせいただきたいと思えます。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

中山協働推進課長。

○協働推進課長（中山 仁君）

それでは、お答えいたします。

出荷契約の公平性につきましてですが、現状の出荷契約では、あくまでも出荷の上限数量として決定をし、契約を交わしているところでございます。しかしながら、出荷予定数量により目標寄附金額を算出している都合上、出荷数量が不足した場合には寄附者の皆様へ返礼品をお送りできなくなるおそれがございます。

こういった状況を鑑み、例えばですが、天候不良や鳥獣害などの特段の事情がなく、出荷申込みの数量に対して出荷数量が少なかった場合、次年度以降の出荷上限に制限を設けるなどの措置を講じていくことも検討をしていかないといけないのではないかと感じているところではございます。

このことに関しましても、協働のまちづくり寄附金事業推進会議にて協議をしてまいり

たいというふうに思っております。

以上です。

○議長（西山宗弘君）

5番、丸山節夫君。

○5番（丸山節夫君）

この事業は、本来米作り農家にとりましては、ふるさと米制度というものができまして本当に1万円相当額でしか売ることができなかったという状況の中で、非常にもう大幅な農業所得の向上につながるという農家にとりましては本当にありがたい事業であります。そうした中で、この事業さらに農家の方々は、昨日も町長が言われたかと思いますが、町独自の補助金制度等の活用というものが、誰もが等しく行政サービスを受けることができるというような方向へもおきまして、大変ありがたい農家施策となっております。

また、一方では、この事業は出荷契約に基づき進められておりますので、当然米作り農家には買取り条件が付されておろうかと思えます。今年の例を見ますと、特に出荷契約に伴う公平性の確保は大変難しい事務作業になろうかと考えます。農家の皆さんの声や実情も十二分に察知いただきながら、先ほど課長申されたとおり、より適正に公平な運営がなされますよう、行政対処いただきますことをお願いしたいと思えます。

ただ、1点、課長がことすれば出荷数量の制限をという、検討の余地もあるかというふうにも先ほど申されたわけでありませうけれども、今まではずっと本来、先ほど言いましたように、市場価格に対してふるさと納税の取引価格というものは非常にありがたいもので、高いものとなっております。今回、この6年産で初めてこういった現象が起きたわけでありませうので、農家の方々も目先のお金が一番気になったというところもあるかとは思いますが、今までの経緯、それから先ほど言いました補助金等の独自の施策ということで、助けていただいとるところもあるかと思えますので、本当に来年度の動向は分かりませうけれども、よくよく慎重に御審議、検討いただきたいということをお願いしておきたいと思えます。

特に、今回の状況を見ますと、行政としましては、いつもお願いするところでありませうが、農家の皆さんとの日頃からのコミュニケーション、特に情報提供であったり共有であったりとかということとは必須であろうかと思えます。特に、今回の出荷不足の事態を顧みますと、農家の皆さんの声というのものもある意味ではしっかりと聞いていただかないといけなかつたのかなというふうにも思えます。早期に農家の皆さんとそれなりの意思疎通が図

れておるならば、協力体制ができておると考えたら、幾分かはこの不足の事態に対しての農家協力等、また違った形が見えてきておったのではないかとすることも考えます。一生懸命頑張っておられるところに対しましてクレームをつけるのもどうかとは思いますが、いま一度、私も農業者の一人であります。ふだんから農家の方々の思いというものも、やはり意思疎通を取りながら、確認をしていただきながら、町の事業に取り入れていただけたらありがたいかなという思いもしておるところであります。

ふるさと関連最後の質問として、町長にお伺いをいたします。

これまで今年度の状況や取組につきましてお伺いをしてまいりました。ここで今後の米作り農家応援事業の推進に向けまして、町長のお考えをお聞かせください。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

山本町長。

○町長（山本雅則君）

今後のふるさと米に対する考えでございますが、この米作り農家応援事業につきましては平成26年から実施をいたしまして、本年度でちょうど11年を迎えることができました。過去10年の寄附金の累計は約74億円、基金の積立金の累計は24億円となっております。そのように、町にとりましても農業振興にとって非常に大きな財源と今はなっております。出荷された農家数は当初240軒程度でございましたが、今では651軒と、非常に多くの皆様に出荷をいただいております。いささかでも米作り農家の皆様の応援ができていのではないかと考えているところでございます。

また、農機具の購入助成や大型特殊免許取得助成など、他の自治体にはない吉備中央町独自の制度も実施することができております。大変農家の方には喜ばれているものと認識をしております。

ただ、議員が言われたとおり、今年度は米の高騰等がございまして、農家からの事前の出荷申込数量に若干至っていないというような状況でございます。ぜひ、この制度は大変重要でございますので、この制度の維持のためにも、できる限り農家の方には追加の提供に協力をしていただきたいという思いでございます。

今後も、ふるさと納税の維持、発展の取組が非常に重要と改めて考えておりますので、動向や傾向をしっかりと注視をし、対策をしっかりと講じながら、多くの方に御寄附もいただきながら、また農家の方からも協力をいただくということに努めていきたいと思いま

す。

○議長（西山宗弘君）

5番、丸山節夫君。

○5番（丸山節夫君）

町長申されたとおりであろうかと思えます。この事業は本当に、11年間を迎えるということをお聞きしましたけれども、多くの事業効果をもたらしてきました。先ほど言われるように、やはり町の特殊な財源としてそれを有効に活用し、そのためには非常に農家の方々も恩恵を受けております。最後に申されましたけれども、このふるさと納税制度というものをしっかりと今後とも取り組んでいただきまして、米作り農業基盤の醸成をさらに高めていただきたい。このことをお願いするところでございます。町長にはよろしくお願いいたします。

次に、大きく2点目、高温化対策についてお伺いをいたします。

年次高まる高温化現象の影響は、確実に米作り経営を圧迫しかねる重大な要因として、さらに頻繁に、また深刻化するのではと大変危惧しております。気象変更に対応すべく、町の方針と提案事項に係る町長の所感についてお伺いをいたします。

通告をしております①と②は関連する同一の内容となりましたので、併せてお伺いをさせていただきますと思います。

最初に、直近の1等米比率の状況ですが、旧賀陽地区、JA晴れの国岡山の参考資料によるものですが、コシヒカリ1等米比率は令和4年産では87.7%、令和5年産75.3%、令和6年産では55.7%と、これはJAライスセンターで調整された方々を除く、自家調整された方々の持込み検査分の数値となりますが、この3年間で1等米比率は著しく低下をしておる状況です。この結果から見ましても、今後温暖化現象による高温障害の影響は、米の品質低下が進み、収穫量のさらなる減収につながるものと予測されます。

一方で、高温耐性品種、高温でも玄米の品質や収量が低下しにくい品種として、こういったものの取組を各自治体では独自に開発され、またそうした品種も多く出回っておるということも確認をしております。

そうした状況の中で、お伺いをいたします。

これらの動きからは、町はコシヒカリ以外の適応品種を新たな奨励品種とまでは言わずとも、係る耐性品種の栽培を推進し、稲作主産地としての優位性向上に努めてはどうでし

ようか。対象品種としては、きぬむすめ、にじのきらめきが私たちの町の環境に適すると評価されているようです。これに関し、いかがお考えでしょうか。お伺いをいたします。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

三高農林課長。

○農林課長（三高昌之君）

それでは、5番、丸山節夫議員の御質問にお答えいたします。

今年の夏も、平均気温として観測史上最高値を記録し、前例のない猛暑に見舞われ、今後も継続的に発生することは想定され、環境に適応した安定的な生産を行うための効果的な対策を講じることは喫緊の課題です。議員御指摘のとおり、1等米比率の低下で、米作り農家を圧迫することは事実であります。

全国的には、令和6年産の1等米比率は、昨年度より上昇している地域もあります。これは、施肥や水管理での対策のほか、高温耐性品種への転換が進んだ成果とも評価があります。

岡山県でも、農業普及指導センターは、高温耐性品種の生育や作柄状況の実験を行っていますが、吉備中央町は高温耐性品種にこまるより、きぬむすめやにじのきらめきが適地との意見もあります。実際、きぬむすめはコシヒカリより高温耐性に優れ、県内の中山間地域において、岡山県の奨励品種に選定されています。食味の最高ランク特Aを連続で取得する品種で、倒れにくく作りやすい、コシヒカリ並みの極良食味で食べておいしいとの評価がある一方、町内での作付面積は令和6年度の数値でコシヒカリの829ヘクタールに比べ、きぬむすめは25ヘクタールと大きな開きがあります。要因としては、JAの買取り価格がコシヒカリに比べて約2,000円前後低い傾向にあること、吉備中央町内の米の作付面積の約84%を占めているコシヒカリはブランド的なイメージが強いことなどが考えられるものの、1等米比率の高いきぬむすめの優位性について情報発信をしていきたいと考えております。

また、にじのきらめきについても、コシヒカリより多収で倒れにくく作りやすい、コシヒカリ並みの極良食味で食べておいしいとの評価がある一方、町内での作付面積で把握している数値はありませんが、全国的には作付面積が拡大しており、きぬむすめと並び、注目されている品種です。きぬむすめ同様、その優位性についての情報発信をしていきたいと考えております。

○議長（西山宗弘君）

5番、丸山節夫君。

○5番（丸山節夫君）

さきの8月定例会でも課長に答弁いただいております。また、先ほどの答弁によりまして、町内のコシヒカリの作付面積というものが非常に多いということをお聞きしました。ということで、非常にブランド的イメージが今強いと、そういう品種での位置づけということを考えられると思います。

また、年々きぬむすめの作付面積は増加しているということでもありますけれども、安定的な集荷数量が得られるかどうかということも課題であるということも、8月定例のほうの答弁でお聞きしております。きぬむすめをふるさと米に追加するということにつきましては、やはり作付面積の増量というものが、これは最低条件になろうかと思えます。ただし、先ほど言われたように、コシヒカリに対してきぬむすめは高温障害に強いというようなメリットもあるということもありますし、非常に作りやすいということもありますので、今後きぬむすめをひとつ町の奨励品種とまでは言いませんとも、奨励していくと、栽培管理に適した品種であるということの認識を高めていく、そういった動きも取っていただければというように思います。

県下の状況としまして、令和5年度の品種別作付面積ですけれども、コシヒカリが令和元年は4,800ヘクタールありました。ところが、令和5年では4,580ヘクタールということで、約220ヘクタール減っております。年次減少傾向という状況にあるかと思えます。きぬむすめにつきましては、逆に令和元年が3,860ヘクタールであったものが、令和5年では4,700ヘクタールということで、840ヘクタールの増加ということで、県南部のあけぼのの4,790ヘクタールに次ぐ県下2位の作付面積という状況のようでございます。

また、きぬむすめは県中部から北部での栽培に適する中生品種ということで、課長言われましたけれども、平成26年度県の奨励品種に選定されており、平成28年度からは6年連続で食味ランキング特A評価を取得している品種でもあるとのこと。高温耐性品種ではありませんけれども、ちょうど県中部北部にかけて栽培をしてみたところ、高温障害に強い結果が出たということのようでございます。

一方、にじのきらめきにつきましては、農研機構が育成した極良食味、高温耐性、耐倒伏性の多収性の中生水稲品種とお聞きしております。町でも既に来年へ向け、JAへ種も

みの予約も入っておるように聞いております。今現在8丁幾ら分のもみ種の予約が入っておるというようにも聞いておりますけれども、今後の扱い次第では作付面積が格段に増える可能性もあるかと推測できます。県普及所では、これといった奨励はしておりませんが、吉備中央町ではこのきぬむすめ、またにじのきらめきの2品目が適しているのではないかとということでお聞きしております。今後、気候変動による高温化対策の備えとしての適応策、新たな品種の取組は必要不可欠と考えますが、この点につきましてはどのようにお考えでしょうか。再度お伺いをいたします。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

三高農林課長。

○農林課長（三高昌之君）

今後さらに高温化が進んだ場合の作付品種についてということだと思っておりますが、以前県の普及センターとの話の中で、吉備中央町に近い岡山市の北部でにこまるの栽培試験を行っております。期待していた作柄ではなかったとのことでした。理由としては、にこまるにとっては、登熟期の高温期間がまだ短いのではとのことでした。さらに高温化が進めば、にこまるといったさらに高温耐性品種への切替えが必要と感じております。県普及センターやJA等、関係機関との連携を密にして、吉備中央町の稲作を守るための情報収集、調査研究を進める必要があるものと考えております。

以上です。

○議長（西山宗弘君）

5番、丸山節夫君。

○5番（丸山節夫君）

先ほど来言いました高温耐性品種ということへの取組、どこの自治体もされておるようでありますし、岡山県も南から北部まで、非常に温度差なりも違うてくるかと思えます。そうした中で、いずれの品目が一番適しておるかというあたり、これは県の普及センターの方も話されておられましたけれども、やはりその各地域地域でまずは実践をしてみることも必要だということも話されておられましたので、今課長申されたような、にこまるはまだちょっと早いのかなというような話も聞きましたけれども、行政としても関係機関との当然連携も必要だとは思いますが、一つものの考え方として、軸的な判断といえますか考え方、基本的な考え方、構想を持っていただけたらありがたいかなというように

も思いますので、お願いしたいと思います。

次に、先ほど来高温耐性品種の推進ということでのお考えをお伺いしましたけれども、最後に今後のふるさと米へ高温耐性品種導入についてのお考えがあるかないか、この点についてお尋ねをしたいと思います。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

中山協働推進課長。

○協働推進課長（中山 仁君）

それでは、御質問にお答えいたします。

議員おっしゃられるとおり、ふるさと米の近年の夏季における高温の影響から、白未熟粒の発生など、米の品質低下が懸念されていることは承知をしております。今後、きぬむすめなどの品種が町内で増えていくのであれば、返礼品として導入することも検討する必要があるかとは思いますが、コシヒカリのふるさと米については約2万6,000俵の取扱量があることから、現在の方法であったり、経費で運用できている部分がございます。他の品種を導入する際には、取扱量に見合った運用方法などを構築していく必要があるのではないかと考えております。

以上です。

○議長（西山宗弘君）

5番、丸山節夫君。

○5番（丸山節夫君）

町内で今年産、6年産のきぬむすめの作付面積を調べてみましても、聞きましても、コシヒカリ栽培面積825ヘクタールと言われましたか、これの本当に3%にも満たない状況であります。そうした中で、直ちにふるさと米への対象というものは決して無理だと思います。しかしながら、先ほど来申し上げております気候変動の激化に対する稲作栽培の適応策、備えとしては、やはり行政として早急に準備をしておく必要があるのではないかと考えます。

本件につきましては、農林課はもとより、JA、県普及センターなどの関係専門機関とまずは十分にこの件について話し合ってくださいことから始めていただきたいというように思います。よろしくお願いしたいと思います。

次に、大きく3点目、最後の質問として、農業機械購入補助制度についてお伺いをいた

します。

8月定例会の質問では、現在の頑張る農家応援事業の再構築、制度内容の見直しと、別予算枠での新規事業の創設、これにつきましては多くの農地の管理を受託していただいております大型農家または組織への機械購入費でございますけれども、この支援策の必要性についてお伺いしております。

この時期、次年度の予算編成期でもありますので、8月定例会での答弁された内容に対する進捗、また今日現在、今段階での考え方についてお聞かせください。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

三高農林課長。

○農林課長（三高昌之君）

それでは、御質問にお答えします。

令和5年度から令和9年度の5年間を事業期間とする現行の頑張る農家応援事業は、農業を営む者が、農作業の効率化及び生産性、収益性の向上並びに労働負担の軽減を図るために農業機械及び設備の導入に要する経費を、申請者の経営耕地面積に応じて限度額の範囲内で補助金を交付する制度で、幅広く御活用いただいております。

しかし、農業機械は、小型のものでも容易に手を出せる価格ではなく、少し高性能なものになれば高級車並みの価格になります。また、大規模農家にとっては、受託農地の拡大に伴って、機械の大型化や防除作業の効率化を図るためのドローンなどの導入、農地維持の主たる畦畔管理の草刈りに必要な特殊な機械の導入には膨大な費用を要し、さらなる規模拡大の妨げになっているお声を聞いております。大規模農家にとって、現行の頑張る農家応援事業の補助金だけで十分な支援ができているとの考えはありません。

現行の頑張る農家応援事業は、令和9年度まで大きな改正はできませんが、令和10年度以降での支援拡充や新規事業創設等、公平で効果的な支援実施に向け、引き続き研究、検討を行なってまいります。

以上です。

○議長（西山宗弘君）

5番、丸山節夫君。

○5番（丸山節夫君）

課長から答弁をいただきました。当初、もう振り返りまして、あれははや七、八年前に

なろうかと思えます。頑張る農家応援事業、これにつきましては本当に先ほど出ました草刈り応援隊、これは労務負担軽減の策として、また一方では経費節減ということから農機具購入補助を提案させていただいた思いが今よみがえったところでありますけれども、そうした中で頑張る農家応援事業は、確かに少し農家の背中を押してくださいということをしたかそのときをお願いをしたと思えます。しかしながら、今課長が言われるように、どんどんと大型、小型にかかわらず、農機具というものの価格はどんどん上がってきております。そうした中で、今の補助率あるいはその内容につきましても、そろそろこの高騰する厳しい農業の時代を迎えまして、見直しというのも必要であろうかとも思えます。またあわせて、本当に今やりたくても、農業をしたくてもできない、年を寄せてしもうたからどうにもならんという方々を、じゃあその農地をどうするのだという中で、やはり今法人の方々であったりとか、大口の農家の方々が、自分たちの企業としてのもうけというのも当然あるかもしれませんけれども、本来この町の農地をいかに保持していくかというあたり、このあたりでも非常に協力をいただいております、私は理解をしております。その中で、8月定例会におきましてもお願いしたわけではありますが、これはとにかく非常に時間を急ぐものだと思いますので、そういった見解の中でお取組のほうをいただけたらというふうに思えます。

また、8月定例会で、町長に答弁いただきましたけれども、内容としまして、農地荒廃防止の観点からも、大規模経営組織や法人にぜひとも頑張ってもらいたい気持ちである、担当課長答弁と同じく、何らかの新施策は考えるべきと、非常に前向きな答弁をいただいております。この答弁内容について、その後の様子について、町長、どのように今思っておられますでしょうか。お尋ねしたいと思います。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

山本町長。

○町長（山本雅則君）

あまり前の答弁のときと気持ちは変わっていませんが、中山間の農地を維持する上では、やはり大規模な法人であったりとか組織というのは、役割が大変こう大きなものがあると思っております。そうした中で、吉備中央町はありがたいことにふるさと納税の財源を使いまして、農業振興の支援補助を町独自でこしらえております。いろいろとございますが、その中でも機械の購入補助は大変喜ばれております。そうした上で、大規模農業法

人等々へのさらなる支援ということは考える余地はあろうと思います。

しかしながら、先ほど言いましたように、財源はおのずと決まっております。また、来年どのようなことになるかも分かりません。そうした中で、しっかりと公平性といいますか、今の補助金制度の中でどのようにそのことを踏まえて拡充できるか、または新たに補助金制度を入れることもございますが、私はやはり今ある補助金の中でしっかりとそのような大規模農業法人等々の組織についても、ある程度ウエートを少し高めるといふ、そのほうがいいのかなどという思いがございます。ですから、すぐに新たな補助金、補助金も結構多く種目がございます。ですから、あまり補助金を新たにつくるよりも、今ある補助金をしっかりと拡充すると、それは財源をしっかりと見てですよ、のほうが私はいいかなどという気持ちではございます。それも踏まえまして、しっかりと研究をさせていただきます。

○議長（西山宗弘君）

5番、丸山節夫君。

○5番（丸山節夫君）

町長から、その必要性というものは十二分に認めていただいております、しかしながら伴う財源の確保というところもあろうかと思っております。しかしながら、先ほど言いました法人格であったり大規模農家の方々、たくさんの農地を管理していく以上、やはりそれ相応の大きな機械が要る。当然、多額の経費を必要とするということも重々承知をいただいております。そういったところも一からよくよく考えていただきながら、先ほど言いましたように、これは早速といいますか、2年先、5年先、10年先の話ではなかなか、今の受けてくださっている企業の方々は大変だろうと思っておりますので、できる限りそうした、できる範囲の中で最大限のお考えというものを示しいただき、実現に向けていただければということをお願いしたいと思います。

今回は、改選後初の定例会ということでもございました。また、8月に定例会では、先ほど来申し上げてきましたけれども、いろいろなお願いといいますか、提案もさせていただきました。この機会、もう少し内容を深めてお尋ねができたらという思いもありました。そういったところでの提案と質問をさせていただいたところでもあります。

今年もあと僅かな日を残し、新年を迎えようとしております。一年の移り変わりがあまりにも早く感じられる折、先日も地域集会の場である方が申されました。歳は取りたくない、人も農機具も古くなってしもうたから、もう廃業するかのうと。この寂しい話を…

…。

○議長（西山宗弘君）

丸山議員に申し上げます。時間が参りましたので、直ちに終了してください。

○5番（丸山節夫君）

分かりました。失礼しました。

町長、担当課長から非常に前向きでより具体的な答弁をいただいたと受け止めております。何よりも、町民の皆さんの期待感や思いが早期にかない、よりスピード感を持って真摯に対応いただきますことをしっかりとお伝えさせていただきまして、私の一般質問を終わります。

○議長（西山宗弘君）

これで丸山節夫君の一般質問を終わります。

一般質問の途中ですが、ただいまから11時まで休憩いたします。

午前10時50分 休憩

午前11時00分 再開

○議長（西山宗弘君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

順次発言を許します。

8番、山崎誠君。

○8番（山崎 誠君）

8番、山崎です。議長の指名をいただきましたので、質問をさせていただきます。

一問一答方式でございます。今回は4つの点について質問をいたします。

一つは、町内巡回バス、へそ8バス。次いで、小学校の跡地の利活用。それから、PFA Sの問題。そして、集いの場のことでございます。

質問時間に制限がございますので、通告書にはるる細かいことも記載しておりますけども、一部省略して質問させていただく場合がございますので、その点についてはお許しをいただきたいと思っております。

それではまず、町内巡回バス、へそ8バスについてですけども、町にとってこれはもうずっとアンケートを何度取っても大きな課題は3つ、足の確保、それから医療の充実、買物環境の整備でございますが、このへそ8バスについては、令和3年10月から実証運行

が開始され、その後コロナの問題もあってこの来年3月、令和6年度まで延長して実証実験を続けております。

そこで、この実証運行の分析についてお尋ねし、来年度以降これを続けるのかどうか判断すべきではないかという観点で質問をいたしますが、まずこの1日当たりの利用実績、通告書には10.1人からと書いてありますが、先日12月7日の委員会では11.3人に少し上がっているということでございましたけども、収支比率は少し落ちているということがこの前のデータではわかりました。

このことに鑑みまして、実証運行でありますから、単純な割り算ではなくて、1便当たりの利用者数とか、どこどこ利用を主にしているのかとか、それから利用時間、午前か午後かとか、その曜日等々について、利用の詳細について分析が必要ではないかと思いますが、この点について7日の委員会では十分な資料が出てなくて、そこではいろいろ議論がありました。この点について、まず細かい利用実態についてお知らせをいただきたいと思っております。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

山本総務課長。

○総務課長（山本敦志君）

それでは、山崎議員の御質問にお答えをいたします。

利用者数が増加傾向にある中で、収支比率が低下した原因といたしましては、物価高騰による維持管理費と委託料の増加、さらに無料券の使用枚数の差によるものになります。

現在、運行日報等からのデータ収集を行なっておりますが、利用区間等についての細かい詳細な分析はできておりませんので、今後はより詳細なデータ収集を行なってまいります。

また、収集したデータや要望の分析をし、時刻及び路線等の見直しを図っていきたいと思っております。

○議長（西山宗弘君）

8番、山崎誠君。

○8番（山崎 誠君）

詳細な分析をさらに続けるということでございましたが、もう既に相当期間、実証運行をしております。いつまでにこの詳細な分析、あるいはその詳細なというのはどういふ

うな項目について分析する予定なんですか。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

山本総務課長。

○総務課長（山本敦志君）

この間の委員会等でも御指摘をいただいたように、利用者の足の状況、家から主な路線の区間までの足の状況でありますとか、あとどういった曜日、それから利用されている方のニーズ、どういった理由で乗降されているかなどの聞き取りなどを行なってまいりたいというふうに考えております。

○議長（西山宗弘君）

8番、山崎誠君。

○8番（山崎 誠君）

もう令和3年からしてるわけですから、それはもう既に私はしておいてしかるべきだと思うんですが、取りあえず今のところもう少しするということですが、例えばこの前委員会に出た資料では、1日当たりの人数は示しがありませんでしたが、このデータから1便当たりの利用を計算すると、多い便は最大で1.8人、最小では0.23人です。これは行路によって違うんですが、行路の隔たりによってそのような分析、行路による利用の乗車が違う、このことについてどのようにお考えなんですか。後で質問しますが、いろいろコースの変更とかも言われましたけども、つまりそこに利用が偏っている、利用者が。つまり、この前の委員会でも出ましたが、ヘビーユーザー、もう固定的な人がいるんじゃないか、そのあたりの分析について、あまりにも偏りがあることについて、どのように利用者の実態を分析しているんですか。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

山本総務課長。

○総務課長（山本敦志君）

その今おっしゃいました細かな分析はもちろん出ておりませんので、そこらあたりをもう少し細かく分析を行なってまいりたいというふうに考えております。

○議長（西山宗弘君）

8番、山崎誠君。

○8番（山崎 誠君）

これについては、私の推測です。これも調査能力が議員一人にあるわけでありませんので、つまり固定的に利用してるお客さんがその地域地域におられるのではないか。それは大きな町ではないので、これはプライバシー、そういうことも特定に個人の名前をとということではありませんが、そういう利用についてちゃんと個人個人を行政は把握して、本当にへそ8バスはこの行路でいいのか、続ける必要があるのかということをごひとも分析いただきたいと、このように思うんです。

先ほど出ました新規の停留所とか、この前のデジ田の委員会にも直行便とか出ましたけど、先ほどもちょっと話がありましたが、こういうふうな便数あるいは行路、停留所を変えて、これは抜本的に利用率が上がるとお考えでしょうか、どうでしょうか。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

山本総務課長。

○総務課長（山本敦志君）

抜本的に利用率が上がるかどうかということについてはなかなか答弁が難しいところでございますけども、見直しによる現状のルート、それから時刻等の再評価、検証などを行い、利用向上に向けた効果的な手段を導き出すために、いろいろな施策を継続的に試すということは重要なことではないかなというふうに考えております。

○議長（西山宗弘君）

8番、山崎誠君。

○8番（山崎 誠君）

もちろん、それは大変重要なことです。ただ、もう既に相当年数が経過しているので、もうそのことができていなければいけないと私は思います。

それから、この直行便とか今までの経緯を見ても、便数を変えたりコースを変えたりしても、劇的に増加はどれも難しいのではないかなというふうな推測はいたします。

それから、もうこのへそ8バスは定期的なルートを同じ時間に通るのですが、当初から言われておりましたけども、この運行ルートから外れた人は、結局これはもう本当に利用が限られて行けないわけですね。そのことを打開しようとしてマイクロEVというものも導入しましたが、これは撤退いたしました。そうすると、結局はこの運行ルートから外れた人の利用はかなり難しい。このあたりについての解決策等々についてはどのよ

うに考えているのでしょうか。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

山本総務課長。

○総務課長（山本敦志君）

町内巡回バスにつきましては、町内の公共施設、それから商業施設、医療機関等を経由して、御存じのように8の字となるような運行をしているところでございます。路線上の道沿いであればどこでも乗降可能なフリー乗降となっておりますので、最寄りの路線上まではデマンド型の乗合タクシーを利用させていただくように考えております。

料金面につきましても割引に取り組んでおりますので、デマンドからの乗り継ぎを利用させていただくと、往復400円の割引となります。

また、利用者の数でございますが、令和5年度は前年度より約200人増加の2,462人、それから6年度の見込みにつきましては2,830人と、5年度よりも370人の増加の見込みでございます。

しかし、先ほど御指摘をいただきましたように、さらなる細かい分析を行いまして、利用者ニーズに応じたものとなりますように見直しを行なって、利用者のさらなる増加に努めてまいりたいと考えております。

○議長（西山宗弘君）

8番、山崎誠君。

○8番（山崎 誠君）

お答えの中でデマンドの話が出ました。デマンドから乗り継ぐと割引はありますが、実際にはそれはかなり利便が落ちるというふうに思います。そういう意味では、最終的に限りなくドア・ツー・ドアに近づいていかざるを得ないのがこの町の公共交通の在り方ではないかと思えます。

そこで、次のデマンドタクシーについてお尋ねいたしますけども、その予約等々の配車ですね。これがいろいろ事業者にも聞きますと、少し苦勞があるんだということも聞いておりますが、この行政支援について、先日そのコールセンター、資料ではコントロールセンターとなっておりますけども、そのあたりの予約とか配車についての行政支援等については、その後何か充実して、あるいはやり方を変えるとか、もっと効率的なやり方を考えているとか、こういうことはあるのでしょうか。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

山本総務課長。

○総務課長（山本敦志君）

議員御存じのとおり、デマンド型乗合タクシーの利用につきましても利用が年々増加しております。現在導入をしているAIオンデマンドシステムなどを活用しつつ、ネット予約の推進などにも力を入れているところでございます。

また、利用者や事業者の意見を聞きながら、今後もよりよいサービスができるよう必要に応じて行政支援も検討してまいりたいと考えております。

○議長（西山宗弘君）

8番、山崎誠君。

○8番（山崎 誠君）

デマンドタクシーは確かに利用が上がっております。予算もそれだけ要っております。このうち、さっきのオンデマンドというか、予約システムでスマホを使うということも今お答えがありましたが、実際に高齢者の方について、その予約に対するスマホを使ったこの利用率というのは大体何%ぐらいなのでしょう。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

山本総務課長。

○総務課長（山本敦志君）

申し訳ございません。細かい率については手元に用意してございませんので、後日お答えをさせていただきたいと思っております。

公民館等の講座などを利用して、高齢者の方にもそういった講座などで利用の促進に今努めておるところでございます。

○議長（西山宗弘君）

8番、山崎誠君。

○8番（山崎 誠君）

令和5年度、前回資料をいただきましたときには、922件のうち4件、0.4%未満でしょうかね、これがデマンド予約、スマホ予約の利用率とお聞きしておりますが、それについては今後どのように展開するのかというのを期待をいたします。

それで、このコントロールセンターですけども、これについてはちょっと指摘ですけども、事業者に聞きましたら、いろいろと直接事業者に來たりして、なかなか混乱というふうまでは言いませんが、少しいろいろ戸惑うんだと。現在コントロールセンターというのはどこに委託して、どこでやってるんでしょうか。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

山本総務課長。

○総務課長（山本敦志君）

現在は、NTTの関連の会社で、NTTマーケティングアクトというところに委託をしております。

○議長（西山宗弘君）

8番、山崎誠君。

○8番（山崎 誠君）

これについては、道路もただグーグルマップ上のそういうことじゃなくて実際の、昨日も救急車のことが出ていましたけども、よく道を分かってる地元業者がしたほうが、より利便が錯綜しないのではないかと、予約のいろんな配車が、指摘もありましたので、このあたりについては十分検討して、行政のきめ細かい指導をお願いしたいと思います。

続いて、ドア・ツー・ドアの関係でふれあいタクシーですけども、ふれあいタクシーの利用が随分減っております。これは随分以前から偏りがあるのは制度上致し方ないというふうに指摘してきたんですけども、この令和6年度予算では、従来240万円ぐらいだったものが、180万円ぐらいの予算編成になっております。これについては、生活圈、それから医療に行く、いろんな圏域が違って、地域によって利用がしにくい場所があるんですね。そういう意味で利用が減っているという側面が私は大きいと思っています。そういう意味で、この今の補助率が3分の1なんですけども、この補助率を2分の1、あるいは3分の2に上げて、例えば医療機関だけに限定して町外の移動とか、今は町内利用だけです、そのあたりについてのお考えはどうでしょうか。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

山本総務課長。

○総務課長（山本敦志君）

ふれあいタクシーは、御存じのように交通弱者の日常生活における交通手段の確保を目的として、タクシーの料金の3分の1を事業者に助成するという事で、3分の2の料金で利用できる制度でございます。対象は65歳以上の方に加え、第1種身体障害者や1級の精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた方など、また出産後の12か月までの妊産婦の方としております。

5年度の利用件数は1,329件、4年度の件数は2,298件と大きく減少しているのが現在の現状でございます。一つの要因といたしましては、デマンド型タクシーの運行エリアを拡大し、町内全域に拡大をしたということによってデマンド型乗合タクシーの利便性の向上が上がったということが考えられます。

現在実行しています交通手段確保のための様々な事業と、このふれあいタクシーとの検証を行いながら、補助率それから運行範囲などにつきましても含めて検討を行なってまいりたいと思っております。

○議長（西山宗弘君）

8番、山崎誠君。

○8番（山崎 誠君）

デマンドタクシーとふれあいタクシーの関係性について、多分そのとおりだと思います。そういう意味で、デマンド型タクシーも、これは町内利用だけなので、今の路線バスの減少等々も含めて言えば、検討ということですが、ぜひとも医療機関に限っては町外利用もするという事で、ふれあいタクシーの予算の措置とかということもぜひとも考えていただきたいと、このように思います。

それから、へそ8バスについて検討ということでしたけども、これをもし縮小するか、この実証運行が終わって来年どうするかということは、これは公共交通会議で最終的に決断されますけども、これをもしやめるとなった場合、これはそこで本当に使ってる人、もしヘビーユーザーが何人かいたら、そういう人は大変困るんで、そのあたりの代替的な、何かもし、やめるというふうに決めてるわけではないと思うんですが、そのあたりについてデマンドタクシー、あるいはふれあいタクシーをもう少し充実して、配車もデマンドタクシーもありますよね、やりやすいようにして、それでへそ8バスについての代替をするということについても、公共交通会議で少し検討をして、私も委員ですので、このあたりのお考えはどうでしょうか。

○議長（西山宗弘君）

山本総務課長。

○総務課長（山本敦志君）

各公共交通事業の見直しについては、当然収支でありますとか、そういったところの考慮も必要であると考えておりますが、御指摘のとおり、まずは利用者の利便性が第一だというふうに考えております。

利用者も年々増加していることに加えて、9月に実施した交通アンケートの結果、そういったものも踏まえながら、現在の交通事業者の実情でありますとか、それから環境整備の向上と併せて、バスとタクシーそれぞれの長所を生かして、利用ニーズの差別化を図って運行をしていく予定ではございます。

いずれにしても、公共交通会議にて十分協議を行いたいと考えております。

○議長（西山宗弘君）

8番、山崎誠君。

○8番（山崎 誠君）

本当に足の確保というのは重要な、頭の痛い問題ですけども、へそ8バスについては相当な経費も投入しておりますので、もちろんデマンド型タクシーもそうですが、本当に効率のよい、本当に役に立つ、誰一人取り残さないということを総合的に考えて検討していただきたいと、私もそういうことを聞き取りもしてやっていきますので、よろしく願いいたしたいと思えます。

次に、小学校の跡地利活用についてでございますが、これについてはもう改めて言うまでもありませんが、来年3月31日に6校が閉校になります。以下の質問は、今年1月に出た活用の基本方針に沿って質問をいたしますが、この活用の基本方針の考え方、方向を非常に簡単に言うと、地域の要望、ニーズを優先する。次いで、公共活用を除き、効率的、効果的な施設運用となるような民間事業者への貸付け等々を行うと、このようになっておりますが、例えばこの地域のニーズ、各校今6校でいろいろ検討されてると思えます。この地域要望はいつまでに、これを優先すると言われるけども、いつまでも何年も先々はオーケーはできないと思うんですが、このあたりの期限、地域要望の期限というのは切っているんでしょうか。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

大樫企画課長。

○企画課長（大樫隆志君）

それでは、8番、山崎議員の御質問についてお答えいたします。

令和6年度末をもって閉校となる6つの小学校につきましては、現在複数の小学校に関して地元等から跡地活用に関する御提案、御要望をいただいているところでございます。町に対して要望等を寄せられていない地域もございますが、町といたしましては、特段期限を設けようとは考えておりません。

しかしながら、閉校を迎える令和7年3月末を過ぎますと、目的を持たない普通財産へと引き継がれることとなりますので、本年1月に策定した学校跡地活用基本方針に基づき、効率的かつ効果的な施設運営となるよう、民間事業者等への貸付けや売払いに向けた準備期間へ移行する方向で考えておるところでございます。

その際には、地元議員さんや地域の実情に応じた、自治会や団体などの組織体へ御説明をさせていただくことを考えております。

○議長（西山宗弘君）

8番、山崎誠君。

○8番（山崎 誠君）

期限はないということですけど、大和に限っては、以前から2つのところからオファーがありまして、正式に10月17日にそのオファーのあったところは撤退というか、使わないということで、そっから今地域の協議が進んでおりますけども、そのあたりで非常に出遅れというか、別のところは、あるということだったんで、期限がないということなので、地域でまた協議しようと思います。

それから、公共活用ということですけど、例えばいろんな各地でも議論になっていると思いますが、公共活用という場合の範囲、例えば公民館の移転とか分館とか、社協の出先機関とか、キッズパークとか、農業公社とか、そういう公共活用というのはどのようなところを考えているんでしょうか。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

大樫企画課長。

○企画課長（大樫隆志君）

御質問にお答えいたします。

今回要望いただきました中には、地域のほうから公共施設としての活用の提案等もいた

だいております。その辺につきましては、町の中で議論も重ねながら、議員さんのほうにもその旨を御報告させていただいて、御意見をいただいた上で方向性のほうを決めていきたいというふうに考えております。

○議長（西山宗弘君）

8番、山崎誠君。

○8番（山崎 誠君）

その地域から売買は先ほど民間事業者ということもありましたけど、昨日の同僚議員の質問もありましたけども、この賃貸あるいは売却というのは、不動産鑑定そのまま行くのか、それとも民間事業者が公共的なもの、地域の利便に役立つものをした場合、この賃貸あるいは売却というのはそういうことによって変化するのか、それとももう鑑定どおりなのかということについてお知らせをいただきたいと思います。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

大樫企画課長。

○企画課長（大樫隆志君）

御質問にお答えいたします。

施設を貸付け、売却等をするときには、やはりその適正価格というものを判断する必要があるかと思います。そうした中で、不動産鑑定で価格のほうを定めさせていただいて、プロポーザルを開かさせていただいております。そのプロポーザルによりまして、事業者等からの提案の中に、その価格より下の価格での御提案があった場合には、そのときに考えていくようにはなるかと思いますが、基本的な価格というのは不動産鑑定による価格で行きたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（西山宗弘君）

8番、山崎誠君。

○8番（山崎 誠君）

次に、地域要望の尊重ということですが、地域でいろんな議論がされているということですが、地域からまとまって要望を出したという場合は、これはもうフリーパスで、そのとおりに行きますということなんでしょうか。それとも、一年や二年で撤退されると困りますので、そういうふうな持続的な運営ということも当然町が審査する、そのあた

りのシステムというか方向はどのようなことになっているのでしょうか。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

大樫企画課長。

○企画課長（大樫隆志君）

それでは、御質問にお答えいたします。

各地域で議論を重ねられ、詳細に検討された御要望につきましては、町といたしましても最大限尊重させていただきたいと思っております。御要望内容が町にとって、また地域にとっても恩恵があると判断できれば承認はさせていただきますが、承認に当たりましては様々な観点から審議を重ねる必要があるものと考えております。

したがいまして、御要望の内容の全てを承認することは難しい場合もございますので、その点につきましては御了承いただきたく存じます。

以上です。

○議長（西山宗弘君）

8番、山崎誠君。

○8番（山崎 誠君）

それも地域の要望も町との調整があるというふうには理解をいたしました。

次に、利活用が未定の場合、先ほど期限は特に設けていないということでしたけども、その場合、学校の維持管理、環境の問題とかありますが、これが決まらない場合、経費はこの基本方針の中では200万円から大体470万円ぐらいありますけども、この期限、ずっと決まらない場合はずっと環境維持のために町が支出をするのかどうか、このあたりの期限についてはどのようにお考えなんでしょうか。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

山本総務課長。

○総務課長（山本敦志君）

それでは、山崎議員の御質問にお答えをいたします。

吉備中央町学校跡地活用基本方針にありますとおり、閉校となりましても利活用が決定するまでの間は有効活用できる状態に保持するため、維持管理費に係る経費について令和7年度以降の予算に計上をさせていただくこととしております。

期限につきましては、現状を維持するためにも、基本的には利活用が決定するまで継続して、財産の適正な維持管理を行なっていく予定です。

しかしながら、最終的には今後の地域のニーズと市場の動向によって、どのくらいの期間維持管理費をかけるかを定めることになろうかと思っております。

○議長（西山宗弘君）

8番、山崎誠君。

○8番（山崎 誠君）

必要な期間は環境維持がされるように経費を出す、予算措置もするということでしたけども、この基本的な方針の中には維持管理費についても電気代等々が、多いところでは470万円ぐらいあるんですけども、もちろんこれは利用が減ったら電気代とかが下がってきますが、このあたりの上限額等々については、期限は必要にこれから協議されると思いますが、もう上限額がこれだけしかないよというような上限額は決まってるんでしょうか。それとも、維持管理に必要なものは出していくという基本的な考えなんでしょうか。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

山本総務課長。

○総務課長（山本敦志君）

令和7年度の旧小学校施設の維持管理費につきましては6校となりますが、管理費総額として約1,100万円を見込んでおります。

その内訳といたしましては、電気料金でありますとか水道料金、それから草刈りなどの清掃業務、浄化槽の点検業務等などといったものになっております。

なお、上限については決まっておられません。

○議長（西山宗弘君）

8番、山崎誠君。

○8番（山崎 誠君）

おおむねそれは分かりました。できるだけ早く利活用が進むようには地域として努力せんといけんと思います。

続いて、円城PFASの問題に移りたいと思いますが、これも発覚して約1年が経過したわけですけども、依然としてPFASの濃度というのは上下を繰り返して、一律に下がってはおりません。それはもう御承知のとおりでございます。

そこで、今回の質問は、今の汚染が低減していないということも含めて、土壌の対策が必要と思います。それと今、実施を今第1回やりました血液検査のことについて質問いたしますが、まず最初に血液検査についてですが、これは質問を通告した後の12月5日、民教のほうで資料が出ました。ここで血液検査の概要についてということで、検査を受けた人の人数、それから何物質を計測するのか、検査機関はどこか、それから分析した費用をどうするのかということの一定の資料はいただきました。ただ、町民はこれを知らないと思いますし、このいただいた資料では血液検査の、12月8日はまだ未定でしたけども、711人となっておりますが、このあたりのしたあとの昨日の報道では709人となっております。

改めて、この13歳以上と未満の人の人数、それから計測の物質数、それから検査機関、それから採血の費用などについてお示しをいただきたいと思います。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

塚田保健課長。

○保健課長（塚田恵子君）

それでは、山崎議員の御質問にお答えをいたします。

通告書では、検査を受けた人18歳以上と18歳未満ということでお尋ねでしたが、それでよろしいですか。

それでは、11月25日から12月8日までに実施をいたしました血液検査では、18歳以上の方が619名、18歳未満の方が90名検査を受けられました。

血中濃度の検査、計測は何物質を計測するかということでございますけれども、血中濃度は全米科学・工学・医学アカデミーのガイドラインに準じた項目として、PFOSやPFOAをはじめとした7種類を分析することとしております。

また、検査機関でございますが、実施検査機関は東京にある一般財団法人東京保健会病体生理研究所でございます。

続きまして、検査費用でございますけれども、採血に要した費用といたしましては、採血に御協力いただく医療従事者の方に対する委託料や生化学検査に係る分析費用が主に必要となり、その金額として現時点で約500万円を見込んでおります。

また、濃度検査分析については現在、採血した検体の分析が行われている途中であるため、詳細な金額は分かりかねますけれども、PFASの検査分析に係る1人当たりの単価

といたしましては税込みで2万4, 200円を見込んでおります。

いずれの金額も、新たに血液検査の日程を設けた場合は必要経費が変動することとなります。

以上でございます。

○議長（西山宗弘君）

8番、山崎誠君。

○8番（山崎 誠君）

昨日の同僚議員の質問で、ここで今受けていない方についてはまた1月中に採血を検討するというごさございましたので、それでさっき、この前の資料を私、民教の方からいただいて持っておりますが、この事業費についてですけれども、委託料が5, 770万9, 000円ですけれども、ですよね、ここにそういう資料があります。委託料として上がっておりますが、これのもう少し詳細、どこにどういうふうに委託して、どれぐらいなのかということをお答えいただきたいと思います。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

塚田保健課長。

○保健課長（塚田恵子君）

この間の委員会の資料で提示いたしました委託料でございますけれども、それは当初予算として上げさせていただいております予算でありまして、その時点では詳細が分かっておりませんでしたので、現時点におきましては、先ほど申し上げました採血に係る実施医療機関への人件費、また血中濃度検査に対する分析費用、そしてあとは岡大や他の機関に委託をいたします研究、分析費用を含めての計上となりますけれども、その個々の詳細については現時点でははっきりとは分かっておりませんので、ここで申し上げることはできません。

○議長（西山宗弘君）

8番、山崎誠君。

○8番（山崎 誠君）

これは町長、決断して、公費の初の検査になりました。公費でございますので、できるだけ経費縮減に努めていただきたいと、このように思います。

それから次に、これは一番大きな長期的な課題なんですけれども、土壌の汚染対策、これ

は今年9月5日に出ました原因究明委員会での資料を基に質問をさせていただきますけども、この土壌対策が、冒頭申し上げましたように、県のモニタリング調査をずっと続けておりますが、例えば1年前の発覚当時、西側の沢では10月には4,600だったのが、今年10月、1年たって5,200というふうに今増加しておりますし、河平ダムについては当時、1年前に1,100ナノグラムパーリットルだったのが、8月には1,600、10月には1,200ということで、これも上がったりもしております。これはもちろん土壌が汚染されている、そこで地下水が浸透して流れているからということも容易に想像できますけども、このことについていろいろ原因究明委員会が提言をしております。そのことについて、この町の取組をお尋ねいたしますが、今回ボーリング調査は2か所、3メートルと14.9メートルというふうになっておりますけども、この報告書の中にはさらに高濃度汚染の存在が推測されると記されておりますけども、この汚染範囲、あるいは汚染濃度をより詳細にするために、今回2か所のボーリング調査のさらにボーリング調査をやる予定があるのかどうか、お尋ねしたいと思います。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

宮田住民課長。

○住民課長（宮田慎治君）

それでは、8番、山崎議員の御質問にお答えいたします。

追加のボーリング調査を行うかという御質問でございますが、議員がおっしゃられたとおり、土壌汚染の全容をつかむためには追加のボーリング調査が必要と思われま

しかしながら、原因究明委員会では、高濃度汚染土壌を調査するには数十から数百のボーリング調査が必要とされており、調査の期間や費用面について現実的ではないとの結論に至りました。このため、現在のところ、町としては追加のボーリング調査は考えておりません。

○議長（西山宗弘君）

8番、山崎誠君。

○8番（山崎 誠君）

それでは、②の質問ですけども、これ以上調査を、全容をつかむためには行わなければならないけど、今のところ行う予定はないということでしたけども、この提言では、汚染土壌を掘削除去し、正常なきれいな土で埋め戻す、そしてコンクリート壁などで遮蔽する

というふうに提言されておりますけども、汚染全体が把握できないのに、このことはできるんでしょうか。

それから、もう一つ、外国の資料によれば、コンクリートで遮蔽してもコンクリートに浸潤しているということが報告されています。このあたりのことはどのようにお考えでしょうか。

○議長（西山宗弘君）

宮田住民課長。

○住民課長（宮田慎治君）

御質問にお答えいたします。

提言に示された対策は実行されるのか。また、コンクリート等による被覆について、コンクリートに浸潤することを考慮するののかとの御質問でございますが、御指摘の土地は円城財産区の土地であり、町としては住民の意向を最大限に考慮しつつ、国や県と連携し、関係者と調整を整えながら進めてまいりたいと思います。

なお、先般公表された環境省の令和6年度補正予算案によりますと、PFAS対策推進費として計上されております。これは、PFAS対策技術の実証事業を行い、効果的な対策技術の知見を充実させ、ガイドラインを作成することを目的といたしております。当該実証事業が住民の不安の払拭につながる期待も含め、引き続き国や県と密にやり取りしてまいりたいと思います。

○議長（西山宗弘君）

8番、山崎誠君。

○8番（山崎 誠君）

国の動向も大いに関係があると思うんですけども、この財産区との賃貸契約では、原状復帰ということが示されています。本当にこれを約束どおりやらなければならないのが契約ですけども、こうした場合、先ほど国のいろんなことの予算計上も多少あるように聞きましたが、実際どれぐらいな土壌の入替え等をした場合やるかというのは、大体金額は想定されているんでしょうか。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

山本総務課長。

○総務課長（山本敦志君）

御質問にお答えをいたします。

土壌の入替えなどの対策費の積算については行なっておりません。

また、費用につきましては、原因者が負担ということが原則であると考えております。原因者が負担可能かということにつきましては、相手方の企業のことになりますので、町としてお答えはできません。

○議長（西山宗弘君）

8番、山崎誠君。

○8番（山崎 誠君）

この土壌の入替えは大変、契約は原状復帰ですけども、それは当然でございますが、大変なこれから困難が伴うというのは考えられますし、多分素人考えでも5億円、10億円が要るのではないかと思います。その場合、今の地元の原因者企業というか、かなりそれはもう難しいのではないかと推測するんですが、昨日の同僚議員の指摘もありましたけども、このPFASの汚染の組成について、ハイドロPFASといたしますか、この4種類のPFASのことが大阪の企業とほぼ合致しているということでしたけども、この場合その製造元企業について何らかの調査あるいは責任というものは、町として何らかの働きかけをしていくんでしょうか。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

山本総務課長。

○総務課長（山本敦志君）

お答えをいたします。

昨日の御質問でもございましたように、メディアの報道については承知をしております。いろいろな可能性があることも認識をしておりますが、現在のところは特にその企業について言及をすることは考えておりません。あくまで活性炭を置いたとされる企業と交渉を行なっていく予定でございます。

○議長（西山宗弘君）

8番、山崎誠君。

○8番（山崎 誠君）

昨日もそのような答弁がありました。これは莫大な経費がかかるので、やはり私は地元企業だけでは元に戻すのは極めて困難ではないかと思えます。

ので、次の質問ですけれども、これは健康影響を含む今後恐らく10年、20年かかるかも、影響が出るまでに、そういうふうな土壌汚染対策や健康対策も含めて、基金というものをつくってはどうか。その場合、応分の過失責任に応じてそれを負担していく。私はこれは今の置いた企業もあるし、それから製造企業もあるし、規制が遅れた国もあるし、それから町も、令和2年に、800のときに対処していれば、皆さんも飲むのが少なかった。そういうことも考えたら、こういうふうな構成割合、過失割合で基金を設けて今後の対応をしていくということを考えたほうがいいのではないかと思うんですが、そのあたりを、これは町長にお尋ねしますが、それはどうでしょうか。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

山本町長。

○町長（山本雅則君）

議員がおっしゃるとおり、この件につきましては現在多くの費用がかかっております。今後もこの問題を解決するためには、莫大なお金が必要と思います。

現在、日本では、有機フッ素化合物や使用済み活性炭に関する基準が定められて、残念ながら、おりません。諸外国では明確に法律を定めているところや、政府と企業が資金を出し合い、対策基金を設立し、その基金を使い、浄化や健康対策の経費に充てているところも、これはアメリカ等ではございます。

今やこの問題は全国的なものでございまして、このような件につきましては一吉備中央町だけの単独で云々くんぬんというような問題では私はないと思います。ただ、声は上げていかなければなりません、やはり県が主導的に、その生産された企業等に声かけをして、しっかりとその対応をすると、基金等をつくるということが企業にとっても私はいいいんじゃないかというような思いはございます。

ただ、繰り返しますが、一町としてこのことを基金をつくるというのはなかなか不可能なことと考えております。

○議長（西山宗弘君）

8番、山崎誠君。

○8番（山崎 誠君）

私もハードルが高いことは承知しておりますが、やっぱり全国初の公費負担の血液検査をしたというのは、これは状況を大きく変えたことに私はなったと思います。それから、

議会が行った5月15日のことでも、これは小さなことですけど、あのときに環境省は活性炭を扱う業者を全部調査しますと。私も浄水器を使っているんですけど、カートリッジ替えております。その業者から、2か月ほど前に、こういうことで活性炭PFASを除去するのも出ましたので、どういうふうにしますかと来たので、動いてるなと思ったんです。

そういう意味で、私は町長がハードルは高いけども後ろ向きではなくて、その基金について音頭を取れとまでは言いませんが、私は20周年のスローガン、キャッチフレーズもチャレンジアンドパワー、やっぱりぜひともそこら辺を強力に働きかけてやっていただきたいと、このように思うんですが、町長、そこら辺の決意というか、行政ですから住民運動ではないですから限界があると思うんですが、そのあたりのことは今の町長の最初の、今日も話があったふるさと米、それからソーラー、いろいろやってこられました。そこら辺の意気込みということは、もう一度もう一言聞かせていただきたいと思います。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

山本町長。

○町長（山本雅則君）

私もこの課題を解決するためには、長い時間もかかります。それに対応するやはり財源が要ります。そのためには、アメリカでされたような基金の創設というのは、私は必要だと思います。そのことをやはり被害を受けた実際の吉備中央町町民の方の声として、国にそのことを訴えるということはやっていこうと思います。これは、国だけでなく、県にもそのことをしっかりと訴えていく、その必要はあろうかと思っています。

○議長（西山宗弘君）

8番、山崎誠君。

○8番（山崎 誠君）

これは答弁は結構ですが、ちなみにですけども、昨日出ていました私はあえてD社と言いますが、D社はアメリカのテネシー川で汚染が発覚したときに4億4,000万円払ってるんですよ、基金を出している。自分とかが汚染だからと言ってないんですけども、出してるんです。そういうことも含めてぜひともやっていただきたいし、特にこれは町長が今回公費負担でやったことのように、ヨーロッパでは1962年だったと思いますけども、予防原則というのが国際的なトレードの中でも、貿易の中でも確立されておしま

す。これはもう化学物質等々の安全性に関し、環境や人への影響が、まだ因果関係がはっきりしない場合でも、あるいは科学的に証明されていない場合でも、危険がある場合はそういう政策的な決定をするということを、そういう予防原則に立って、ぜひとも町長にも、公費負担以上のハードルですけれども、御尽力いただきたいと、このように思います。

最後の、集いの場の質問でございますが、集いの場の質問について、これははつらつ元気体操も含めて、社協と町のほうでずっと、今介護予防カフェ、もう一個ありますから間違わないように、集いの場ですけれども、これについて最近、今町内8か所と聞いておりますが、ちょっと停滞的な様子を私は感じるんですが、このあたりの取組について町の取組、支援について、基本的な姿勢をお尋ねしたいと思います。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

古林福祉課長。

○福祉課長（古林直樹君）

それでは、山崎議員の御質問にお答えいたします。

集いの場につきましては、地域の方の運営により、高齢者の方の触れ合いを通じました仲間づくりや生きがいくりの場であるとともに、地域の介護予防の拠点となる活動といたしまして、週に1回実施されております。今年度の登録者数は165名で、1回当たりの平均参加者数は116名となっております。介護予防のための体操でありますとかレクリエーションを行いまして、昼食をみんなで取り、地域の人との関わりを楽しむ場というふうになっております。

介護予防の効果につきましては、集いの場へ参加している人と参加していない人を比較することでどのような違いがあるかについて、一般社団法人日本老年学的評価研究機構に分析を依頼しているところでございます。分析結果として、医療費や介護給付費、介護度などが比較できるというふうにお聞きしております。分析結果につきましては今年度中に出てくるということでございますので、集いの場のスタッフ、参加者をはじめ、町民の方へも、集いの場の介護予防につきましてしっかりお伝えしていきたいと考えております。

また、集いの場は昨年度は8か所で行ってまいりました。今年度は1か所統合され、7か所となっております。議員おっしゃられるとおり、箇所数については増えていないというのが現状でございます。

介護予防効果につきましては、先ほど説明させていただきました分析結果がまとめ次

第、周知を図っていきたいと思っております。

また、地域リーダーの発掘に関しましては、社会福祉協議会が町内11か所に立ち上げられました地域課題を共有、相談、考える場となるまると会議等へ参加するなどしまして、地域と情報を共有し、社会福祉協議会とも連携を図りながら取り組んでいきたいと思っております。

拡充への取組でございますが、集いの場は住民主体の活動となっております。地域リーダーの発掘と併せ、できることから取り組んでいけるよう、活動いただいている団体の皆様から現状をしっかりと聞きながら、行政としてどのような支援が効果的なのか、引き続き研究してまいりたいと考えております。

○議長（西山宗弘君）

8番、山崎誠君。

○8番（山崎 誠君）

介護予防の効果は今年度中ということでございましたが、これが本当に介護保険も私の記憶では当初、確か設立当初12億円特会ですね。今二十三億円か四億円になっていると思いますが、これの介護予防の効果があるなら、ぜひともこの集いの場について社協とも連携を取りながらやっていただきたい。これはもうハッパをかけておきたいと思います。

最後の支援の具体的なことでございますけども、今公的な施設を使っているところと、公的でないところでは少し負担の割合が違います。ここで具体的に上げていますが、利用者の1回あたりは今1,000円ですけども、その引上げ、あるいは光熱費、民間の場合はある一定は補助されていますけども、自己負担もあります。それから、公的なところはあります。それから、食事代も、配食サービスは420円にしていますが、これも今物価高で非常に困難を極めながらお安く提供しております。このあたりの補助の引上げについてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

古林福祉課長。

○福祉課長（古林直樹君）

物価高騰もありまして、それぞれ集いの場で様々な工夫をしながら運営されておるといふふうにお聞きしております。現状における課題等につきましては、定期的に開催しております全体の連絡会でありますとか、各団体との協議の場において共有をさせていただ

ているところではございます。

お尋ねの3点のうち、光熱水費の実費全額負担につきましては、先ほど言われましたように利用してる施設によりまして、特に冬場の暖房費用が多くかかるというような団体の声もお聞きしておりますので、それにつきましては検討していきたいというふうに考えております。利用者1人1回当たり1,000円の委託料の引上げ並びに食事代の一定額の補助につきましては、引き続き各団体と課題を共有し、他の市町の状況も参考にしながら、集いの場の活動が今後も継続していただけるよう研究してまいりたいと考えております。

○議長（西山宗弘君）

答弁漏れ。

○8番（山崎 誠君）

配食サービスを420円にしていますが、その食事代の補助については具体的にありませんか。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

古林福祉課長。

○福祉課長（古林直樹君）

配食サービスにつきましても、独り暮らしの高齢者が増えている、高齢者同士の世帯も増えておりますので、件数も増えているというのが現状でございます。この配食サービスにつきましては、見守り料も含んだような金額になっておりますが、そのあたりももう少し時間をかけて研究していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（西山宗弘君）

8番、山崎誠君。

○8番（山崎 誠君）

配食サービスを今回の質問で上げてくれというんじゃなくて、それだけ支援しとるんだから、この集いの場のほうの食事代にも支援をしてほしいということで、答弁は結構です、時間がないので。

最後に、いろいろ質問をさせていただきましたけども、私は20周年記念、チャレンジアンドパワーに感心しております。ぜひともこれについて、町長、企業の主導ではなくて

町の主導で、町民福祉のための向上に尽力をいただきたいと改めて申し上げまして、質問を終わりたいと思います。

○議長（西山宗弘君）

これで山崎誠君の一般質問を終わります。

~~~~~

○議長（西山宗弘君）

日程第3、報告第11号、陳情審査報告についてを議題とします。

本陳情については、民生教育常任委員長の報告を求めます。

民生教育常任委員長、丸山節夫君。

○5番（丸山節夫君）

それでは、報告をいたします。

令和6年12月17日、吉備中央町議会議長、西山宗弘殿。民生教育常任委員会委員長、丸山節夫。

陳情審査報告書。本委員会に付託された陳情を審査した結果、下記のとおり決定したので意見を付し、会議規則第94条の規定により報告します。

記といたしまして、審査月日、令和6年12月5日。陳情番号、第5号。件名、岡山県教職員組合東備支部支部長からの「持続可能な学校の実現をめざす」実効性ある学校の働き方改革、長時間労働是正を求める意見書採択の陳情について。審査結果、採択。意見、願意妥当と認める。

なお、当委員会審査におきましては、特に適正な職員数の配置の確保について、また教職員等のスキルアップの向上、そして全体的な教員に対しましての人数確保の必要性、そしてまた県教委への意見ともなりますが、複式学級の是正についての意見が各委員から提出されました。このことを申し添えまして、審査報告といたします。

以上です。

○議長（西山宗弘君）

ただいまの委員長報告に対して御質疑はございませんか。

〔「なし」の声〕

○議長（西山宗弘君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」の声〕

○議長（西山宗弘君）

討論なしと認めます。

採決を行います。

本陳情については委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（西山宗弘君）

全員賛成です。したがって、報告第11号、陳情審査報告については委員長の報告のとおり採択とすることに決定いたしました。

これをもちまして本日の日程は全て終了いたしました。

お諮りいたします。

明日12月18日から12月19日までの2日間休会といたしたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

○議長（西山宗弘君）

異議なしと認めます。したがって、12月18日から12月19日までの2日間休会とすることに決定いたしました。

本日はこれにて散会といたします。

御苦労さまでございました。

午後 0時07分 閉 議